

平成23年4月6日

申請者 各位

(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター

## 消防同意の取り扱いについてのお知らせ

消防同意につきましては、**住宅の用途に限り同意不要と定められています**（法93条、令147条の3）。その運用については各市により一部取扱いが異なりますので、下記にてご確認ください、円滑な審査にご協力を御願い致します。

行政庁	適用の有無	備考
伊東市	<input type="checkbox"/>	
沼津市	<input type="checkbox"/>	
三島市	<input type="checkbox"/>	
裾野市	◎	
御殿場市	◎	
富士宮市	<input type="checkbox"/>	
富士市	◎	
静岡市	◎	
島田市	<input type="checkbox"/>	
焼津市	◎	
藤枝市	<input type="checkbox"/>	
磐田市	◎	
掛川市	◎	
袋井市	◎	
浜松市	◎	ただし、農業用倉庫は同意必要
湖西市	<input type="checkbox"/>	
静岡県	—	各特定行政庁に準じた扱いを可とする

- ◎・・・**一戸建ての住宅**で別棟の自動車車庫、物置（但し、延べ面積が住宅棟の1/2未満であるものかつ50㎡以下のものに限る）については住宅の一部として取り扱い、消防同意が不要な行政庁。  
（詳細につきましては、各行政庁にお問い合わせ下さい。）
- ・・・住宅の用途以外はすべて消防同意が必要な行政庁。